

## (7) 県営公園防災施設管理要綱

### 県営公園防災施設管理要綱

#### 第1 目的

この要綱は、県営公園が災害時の防災活動の拠点として有効に活用できるよう、県営公園内における防災施設の管理について必要な事項を定める。

#### 第2 防災施設

この要綱における防災施設は、県営公園内に公園施設として設置された施設とする。

#### 第3 管理者

防災施設の管理は、各公園を所管する大宮公園事務所及び営繕・公園事務所の長が行うものとする。

#### 第4 市町村等との協議

- 1 防災施設が完成したときは、管理者は防災施設が設置されている県営公園の所在する市町村及び消防本部に、防災施設の種類、設置場所、構造、規模等を通知し、あわせて操作用具及び操作方法を記載した書面等を必要数配布しておくものとする。
- 2 管理者は災害時における防災施設の運営について、「埼玉県地域防災計画」に従い、災害時の主な運営者と想定される市町村の防災担当部局等と協議し、施設の位置付け、管理・運営方法について定めておくものとする。
- 3 管理者は2に基づく協議が整った場合（変更を含む）は、協議の内容について公園スタジアム課長に報告するものとする。

#### 第5 維持管理

- 1 防災施設の機能の維持を図るため、管理者は必要な維持管理業務を実施するものとする。
- 2 指定管理者制度を導入している公園にあつては、維持管理業務は指定管理者が行うものとする。

- 3 管理者は、維持管理業務について協議が整った場合には、当該業務を当該施設の存する市町村等に委託することができる。

## 第6 その他

この要綱に定めるもののほか、防災施設の管理について必要な事項は公園スタジアム課長が別に定める。

附則 この要綱は平成8年11月6日（住宅都市部長決裁日）から施行する。

附則 この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附則 この要綱は平成30年4月1日から施行する。